

秘

労働福祉等実態調査票

この調査は大分県統計条例に基づく「県基幹統計調査」です。
 多くの事業所の状況を調査結果に反映させたいと考えておりますので、ご回答をお願いいたします。
 なお、この調査に記入された事項については統計以外の目的に利用したり、内容を他に漏らしたりすることはありませんので、ありのままに記入してください。

大分県商工観光労働部雇用労働室

*この欄は記入しないでください。

整理番号	業種	規模
1	5	6

～記入にあたってのお願い～

- 令和7年6月30日現在の貴事業所の状況について記入してください。
貴事業所が本店である場合は支店を除く本店のみについて、支店等の場合は貴支店等のみについてご記入ください。
- 貴事業所で判断できない項目や把握できない事項は、恐れ入りますが本社等に確認のうえ回答をお願いします。
- 回答は、太線で囲んである部分(回答欄)に記入(文字や数字又は該当する番号)してください。
- 令和7年8月27日(水)までに、電子での回答または同封の返信用封筒(切手不要)に入れて投函してください。

1 事業所の現況 該当する回答欄については、全てご記入ください。

事業所の所在地(〒 -)	記入者	所属課名	
事業所名		ふりがな氏名	
事業内容又は主要製品名		電話番号	

【問 1】 貴事業所内で働いている方(直接雇用であるか否かは問いません)の人数についてお伺いします。

				男性		女性	
直接雇用の者	常用労働者	一般労働者	通常の所定労働時間で、期間を定めずに雇われている者(正社員、無期契約社員等)	7	人	11	人
			通常の所定労働時間で、1か月以上の期間を定めて雇われている者(有期契約社員・期間従業員等)	15	人	19	人
	パートタイム労働者(所定労働時間が短い、または所定労働日数が少ない者)	23	人	27	人		
	常用労働者以外の労働者	臨時・日雇労働者	31	人	35	人	
直接雇用の者以外	派遣労働者		39	人	43	人	
	業務委託等労働者		47	人	51	人	

(注) 1 「常用労働者」とは、次のいずれかに該当する労働者をいいます。

- ① 期間を定めずに雇われている者
- ② 1か月以上の期間を定めて雇われている者

※ 役員などであっても事務職員等を兼ねて一定の職務につき、一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は「常用労働者」に含めます。

2 「パートタイム労働者」とは、次のいずれかに該当する労働者をいいます。

- ① 1日の所定労働時間が一般労働者より短い者
- ② 1日の所定労働時間が一般労働者と同じであるが、1週間の所定労働日数が一般労働者より少ない者

3 「一般労働者」とは、「常用労働者」のうち「パートタイム労働者」を除いた労働者のことをいいます。

4 「臨時・日雇労働者」とは、臨時又は日々の雇用契約で雇用されている者

5 「派遣労働者」とは、派遣労働契約により、派遣元会社から派遣されている者

6 「業務委託等労働者」とは、請負契約や業務委託契約により、貴事業所で働いている別の会社の労働者または個人事業主

※ 【問1】で回答した常用労働者数(回答欄網掛け部分)の合計が4名以下の事業所は、これ以降回答の必要はありません。

お手数をおかけして申し訳ありませんが、問1をご回答のうえ、右の「4名以下」の欄にチェックをして、同封の返信用封筒でご返送いただくか、その旨をお問い合わせ先まで電話またはメールにてご連絡ください。

4名以下

【問 2】 労働組合はありますか。

1	ある	(回答欄) 55
2	ない	

【問 3】 就業規則はありますか。

1	ある	(回答欄) 56
2	ない	

(注) ・「就業規則」とは、使用者が事業場における労働条件や服務規律等を定めるものです。(労働基準法第89条)

・常時10人以上の労働者(パート・アルバイトを含む)を使用する事業所は必ず就業規則を作成し、労働基準監督署に届出をする義務があります。

2 労働時間

(1) 所定労働時間についてお伺いします。

【問 4】 就業規則等で定められた一般労働者の「1週間の所定労働時間」を記入してください。

※1日の所定労働時間は、始業時刻から終業時刻までの時間から休憩時間を差し引いた労働時間となります。

※「一般労働者」とは、「常用労働者」のうち「パートタイム労働者」を除いた労働者のことをいいます。

就業規則等で定められた1週間の所定労働時間

57	時間	分

(注) ・労働時間については、労働基準法第32条で法定労働時間が定められ、週40時間となっています。

ただし、常時10人未満の労働者を使用する商業、映画・演劇業、接客娯楽業、保健衛生業の各事業所については、1日8時間、週44時間となっています。

・週によって異なる場合には、1か月平均または変形時間内の平均で算出してください。

・労働者によって所定労働時間が異なる場合は、最も多くの労働者に適用されるものを回答してください。

3 休日休暇制度

(1) 年次有給休暇についてお伺いします。

【問 5】 最近一年間の一般労働者一人あたりの年次有給休暇の付与及び取得状況の平均日数について記入してください。

※期間については、暦年・会計年度のどちらでも構いません。

※「一般労働者」とは、「常用労働者」のうち「パートタイム労働者」を除いた労働者のことをいいます。

1年間に付与された年次有給休暇の平均日数	58	日
1年間に取得した年次有給休暇の平均日数	59	日

(注) 1 「付与日数」とは、1年間に新たに付与された日数で、前年からの繰越日数を含みません。
2 端数については、小数点以下を四捨五入してください。
3 労基法第39条に基づく年次有給休暇の付与日数の取扱いは次のとおりです。

継続勤務年数	6か月	1年6か月	2年6か月	3年6か月	4年6か月	5年6か月	6年6か月以上
付与日数	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日

【問 6】 時間単位年休制度を導入していますか。

1	導入している	(回答欄) 65
2	導入していない	

(注) 労使協定を締結することにより、1年に5日分を限度として、「時間単位」で年次有給休暇を付与することができます。(労基法第39条第4項)

(2)特別休暇制度についてお伺いします。

【問 7】 特別休暇制度の種類ごとの有無を記入してください。

夏季休暇	・・・夏の期間に年休とは別に付与する休暇
病気休暇	・・・従業員が業務外の理由による疾病又は負傷の場合に、年休とは別に取得できる休暇
長期勤続者休暇	・・・一定の勤務年数、例えば、10年、20年に達した時、年休とは別に付与する休暇
育児目的休暇	・・・配偶者の出産補助休暇や育児参加休暇など、育児を目的とした休暇(産前産後休暇は除く)
ボランティア休暇	・・・地域活動やボランティア活動などを行う従業員に、年休とは別に付与する休暇
自己啓発休暇	・・・各種教育訓練の受講や免許取得など、自己啓発を行う目的で年休とは別に取得できる休暇
その他の特別休暇	・・・慶弔休暇、年末年始休暇、裁判員休暇、犯罪被害者等の被害回復のための休暇など 年次有給休暇とは異なる休暇

特別休暇の種類	制度あり	制度なし	(回答欄)
夏季休暇	1	2	66
病気休暇	1	2	67
長期勤続者休暇	1	2	68
育児目的休暇	1	2	69

特別休暇の種類	制度あり	制度なし	(回答欄)
ボランティア休暇	1	2	70
自己啓発休暇	1	2	71
その他の特別休暇	1	2	72

4 育児・介護休業等制度

(1)育児休業の制度についてお伺いします。

【問 8】 育児休業制度に関する規定を設けていますか。

1	設けている	(回答欄) 73
2	設けていない	

(回答「1」のとき → 【問9：育児休業の利用可能期間】へ)
(回答「2」のとき → 【問10：育児休業等の取得状況】へ)

(注)

1 「育児休業制度」とは、育児・介護休業法により1歳未満の子を有する労働者が申し出た場合、職場での地位や身分を失うことなく、一定期間休業し、育児に専念した後、事業主が復職を認める制度です。労働基準法で定められている産前産後休業、育児時間とは異なります。

※会社に育児休業制度がなくても、育児・介護休業法を根拠に労働者は育児休業を取得することができます。

※常時10人以上の労働者(パート・アルバイト等を含む。)を使用する事業所は育児休業について、就業規則に必ず取得手続等を定めなければなりません。

2 父母ともに育児休業を取得する場合、子が1歳2か月に達するまでの間に1年間育児休業の取得が可能になります。(パパママ育休プラス)

【問 9】 利用できる期間はいつまでですか。ただし、パパママ育休プラスは考慮しないものとします。

※パパママ育休プラスについては、上記【問8】(注)2を参照のこと。

1	子が満1歳に達するまで (ただし一定の場合は満2歳に達するまで)	※法定どおり
2	産休終了後1年間	
3	子が満1歳6か月に達するまで	(回答欄) 74
4	子が満3歳に達するまで	その他内容記入欄
5	その他	

(2) 育児休業の取得状況及び子の看護等休暇制度についてお伺いします。

【問10】 貴事業所が把握している令和5年7月1日から令和6年6月30日までの出産者数(男性の場合は配偶者が出産した人数)をそれぞれ記入してください。また、そのうち、令和7年6月30日までの間に育児休業を開始した者(育児休業開始予定の申出をしている者を含む)の数をそれぞれ記入してください。

※但し、配偶者の出産に関連する休暇については、③育児目的休暇の欄に計上することとし、育児休業の取得人数には計上しないでください。なお、該当がない場合には「0」を記入して問12へお進みください。

① 令和5年7月1日から令和6年6月30日の間に出生した女性の人数または配偶者が出生した男性の人数

出生した女性の人数						配偶者が出生した男性の人数					
出生者計(A)		うち 有期契約労働者数		うち育児休業制度の対象となる有期契約労働者数(注1)		配偶者出生者計(A)		うち 有期契約労働者数		うち育児休業制度の対象となる有期契約労働者数(注1)	
75			人78		人81	84			人87		人90

注1 育児休業制度の対象となる有期契約労働者とは、「子が1歳6か月に達する日までに、労働契約(更新される場合には、更新後の契約)の期間が満了し、更新されないことが明らかでない者」となります。

② ①のうち、令和7年6月30日までに育児休業(※1)を開始した者(育児休業開始予定の申出をしている者(※2)を含む)の人数

育児休業取得者(女性)				育児休業取得者(男性)			
育児休業取得者計		うち 有期契約労働者		育児休業取得者計		うち 有期契約労働者	
93			人96	99			人102

- ※1 育児目的休暇、産前産後休暇については、この欄に計上しないでください。育児休業の人数のみを記入してください。
- ※2 育児休業開始予定の申出をしている者とは、育児休業の申請書を提出している者のことを指します。
- ※3 育児休業取得者には、産後パパ育休取得者も含めてください。
- ※4 同一労働者が同じ子について育児休業を複数回取得した場合(産後パパ育休含む)について、その労働者は1人として数えてください。

③ ①回答(A)出生者(配偶者が出生した男性)全体のうち、令和7年6月30日までの育児目的休暇(※5)取得者数

育児目的休暇取得者			
女性		男性	
105			人108

※5 育児目的休暇とは、育児休業ではないものの、育児に関連する特別休暇のことで、配偶者出産補助休暇や子の行事参加のための休暇などです。

【問11】 問10でお答えになった「②育児休業取得(予定)者」の人数について、男女別・利用期間別に記入してください。
※貴事業所が育児休業(産後パパ育休を含む)として認めた通算期間を計上してください。
なお、利用中の方については、予定の取得期間を通算してご記入ください。

	1週間未満		1週間以上 1か月未満		1か月以上 3か月未満		3か月以上 6か月未満		6か月以上 1年未満		1年以上	
女性	111		人114		人117		人120		人123		人126	
男性	129		人132		人135		人138		人141		人144	

※育児・介護休業法が改正され、令和4年4月1日から「①育児休業を取得しやすい雇用環境の整備」及び「②妊娠・出産の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置」の2点が事業主の責務として義務付けられました。

【問12】 男性の育児休業を進めるうえでの問題点は何だと思いますか。(複数回答可・5つ以内)

1	代替要員の確保が困難
2	前例がなく、会社としてどう対応してよいかわからない
3	周囲の負担が増加するなど、業務に影響が出るため対象者が取得を望まない
4	収入が減少するため、対象者が取得を望まない
5	キャリア形成に不利な影響が出る懸念のため、対象者が取得を望まない
6	問題は感じない
7	その他

(回答欄)

47
48
49
50
51

【参考】

令和6年度大分県労働福祉実態調査
育児休業取得率
(男性)32.7% (女性)98.0%

その他内容記入欄

【問13】 子の看護等休暇制度に関する規定を設けていますか。

1	設けている
2	設けていない

(回答欄)

152

(注)

「子の看護等休暇」は、小学校3年生修了前の子を養育する労働者が、子の病気・怪我、予防接種・健康診断のほか、感染症に伴う学級閉鎖等や入園(入学)式・卒園式参加の場合に、子どもが1人であれば年5日まで、2人以上であれば年10日まで取得できます。
(育児・介護休業法第16条の2)

※育児・介護休業法が改正され、令和7年4月1日から、対象となる子の範囲が「小学校3年生修了まで」に引き上げられ、取得事由に学級閉鎖や入学式・卒園式への参加などが追加されました。

(3) 介護休業・介護休暇制度についてお伺いします。

(注)

【問14】 介護休業制度に関する規定を設けていますか。

1	設けている
2	設けていない

(回答欄)

153

(回答「2」のとき → 【問18:介護休暇制度の有無】へ)

・「介護休業制度」とは、介護を必要とする配偶者、父母、子等を有する労働者の申し出により、その労働者が介護を行うため一定期間休業することを認める制度です。

・会社に介護休業の制度がない場合でも、育児・介護休業法を根拠に申し出を行うことができます。会社は制度がないことや、事業の繁忙などを理由に休業申出を拒むことはできません。

・なお、常時10人以上の労働者(パート・アルバイトを含む)を使用する事業所は介護休業について、就業規則に必ず取得手続等を定めなければなりません。

【問15】 【問14】で「設けている」と回答した事業所にお伺いします。利用できる期間はいつまでですか。

1	93日まで
2	93日を超える

(回答欄)

154

【問16】 最近一年間にこの制度の利用がありましたか。(利用中を含む。)

【問17】 【問16】で「あった」と回答した事業所にお伺いします。その人数は何人ですか。

1	あった
2	なかった

(回答欄)

155

(回答「2」のとき → 【問18:介護休暇制度の有無】へ)

男性	156	人
女性	159	人

【問18】 介護休暇制度に関する規定を設けていますか。

1	設けている
2	設けていない

(回答欄)

162

(注)

「介護休暇」は、要介護状態にある対象家族の介護等を行う労働者は、対象家族が1人であれば年5日まで、2人以上であれば年10日まで取得できます。介護休暇についても、従業員からの申出があれば、企業は拒むことが出来ません。
(育児・介護休業法第16条の5)

5 パートタイム労働者・有期雇用労働者

(1) 「同一労働同一賃金」についてお伺いします。

【問19】 「同一労働同一賃金」という言葉を知っていますか。

同一労働同一賃金とは・・・

- ・同一企業内における正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差の解消の取組を通じて、どのような雇用形態を選択しても納得が得られる処遇を受けられ、多様な働き方を自由に選択できるようにする取組です。
 - ・令和3年4月1日からは、すべての企業が対象となっており、以下の内容が法律で義務化されています。
- ①「職務内容、職務内容・配置の変更が同じ場合」には、待遇について同じ取扱いをする必要があること
 ②事業主は、労働者から求めがあった場合、待遇差の内容や理由について説明をしなければならないこと

1	言葉も内容も知っている	(回答欄) 163
2	言葉は聞いたことがあるが、内容までは知らない	
3	知らない	

【問20】 「同一労働同一賃金」の実現に向けて、実施している取組を回答してください。(複数回答可・3つまで)

1	正規及び非正規社員の労働条件の確認(支給の相違内容の洗い出し)	(回答欄) 164 165 166
2	就業規則や労使協定の改定	
3	正社員への登用制度の導入または拡充	
4	勤務区分に応じた職責や勤務体系(転勤の有無など)の明確化	
5	職能表に基づいた給与制度の見直し	
6	特別な取組はしていない	

(2) 有期労働契約社員の無期転換についてお伺いします。

【問21】 いわゆる「無期転換ルール」について、就業規則に規定を設けていますか。

1	設けている	(回答欄) 167
2	設けていない	

(注)

・無期転換ルールとは、労働契約法の改正により、契約期間に定めがある労働契約(有期労働契約)が反復更新されて通算5年を超えたときに、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約(無期労働契約)に転換されるルールのことです。

・例えば契約期間が1年の場合、5回目の更新後の1年間に、契約期間が3年の場合、1回目の更新後の3年間に無期転換の申込権が発生します。

・雇用されている方のうち、原則として有期労働契約期間が通算5年を超える全ての方が対象です。契約社員やパート、アルバイトなどの名称は問いません。

6 登用制度

【問22】 貴事業所における管理職の人数について役職区分別・男女別に記入してください。

【用語の説明】

○「役員」とは、会社法上の役員(取締役、会計参与及び監査役)並びにその職務の内容及び責任の程度が「役員」に相当する者を指します(職務の内容及び責任の程度が「役員」に相当すると判断されれば、執行役員、理事など、呼称は問いません)。

○「部長相当職」とは、以下のいずれかに該当する者を指します。

①事業所で通常「部長」又は「局長」と呼ばれている者であって、その組織が2課以上からなり、又は、その構成員が20人以上(部(局)長を含む。)のもの長。

②小規模事業所等において、呼称、構成員に関係なく、その職務の内容及び責任の程度が「部長級」に相当する者。

※ただし、通常「部長代理」、「課長」、「係長」等と呼ばれている者は含みません。

※「役員」と兼務する場合は、両方に計上してください。

○「課長相当職」とは、以下のいずれかに該当する者を指します。

①事業所で通常「課長」と呼ばれている者であって、その組織が2係以上からなり、又は、その構成員が10人以上(課長を含む。)のもの長。

②小規模事業所等において、呼称、構成員に関係なく、その職務の内容及び責任の程度が「課長級」に相当する者。

※ただし、通常「課長代理」、「係長」等と呼ばれている者は含みません。

※「役員」と兼務する場合は、両方に計上ください。

○「係長相当職」とは、以下のいずれかに該当する者を指します。

①構成員の人数にかかわらず通常「係長」と呼ばれている者。

②小規模事業所等において、呼称、構成員に関係なく、その職務の内容及び責任の程度が「係長級」に相当する者。

※「役員」と兼務する場合は、両方に計上すること

職区分	管理職人数	
	男性	女性
役員	168人	171人
部長相当職	174人	177人
課長相当職	180人	183人
係長相当職	186人	189人

(注)

・1ページ目に記載したとおり、貴事業所が本店である場合は支店を除く本店のみについて、支店等の場合は貴支店等のみについての人数をご記入ください。

・各区分におけるご回答につきましては、貴事業所の判断でご記入をお願いいたします。

【問23】 女性を管理職に登用するために、実施しているものがありますか。

	実施している	実施していない	(回答欄)
人材育成制度の整備	1	2	192
資格取得に対する助成	1	2	193
仕事と家庭の両立のための制度の整備	1	2	194
評価制度や昇進・昇格基準の明確化	1	2	195
意欲がある社員の積極的な登用	1	2	196
長期的視野での育成を目的とした多様な業務への配置	1	2	197

【問24】 女性の管理職への登用における課題は何だと思いますか。(複数回答可・3つ以内)

1	必要な知識や経験を有する女性を育成する場がない	6	出張、転勤等への対応が困難	(回答欄)
2	ロールモデルが少ない、いない	7	管理職昇進相当の経験を積む前に退職してしまう	
3	本人が昇進を望まない	8	正規採用の女性を採用していない	
4	家庭との両立が難しい	9	職場の認識・理解が不十分	
5	顧客や取引先の認識・理解が不十分	10	課題は感じない	

7 退職金制度

(1)退職金制度についてお伺いします。

【問25】 退職金制度を設けていますか。

1	設けている	(回答欄) 201
2	設けていない	

(回答「1」のとき → 【問26：退職金制度の形態】へ)
(回答「2」のとき → 【問28：働き方改革実現の取組】へ)

(注) ・「退職金制度」とは、任意退職、定年退職、解雇、死亡等の理由で雇用関係が消滅することによって、事業主またはその委託機関から当該従業員等に対して一定の金額を支給する制度をいいます。その種類として、「退職一時金制度」と「退職年金制度」があります。

→【問26】 退職金制度の形態は次のどれですか。

1	退職一時金制度のみ	(回答欄) 202
2	退職年金制度のみ	
3	1と2の一方または両方を従業員が選択	
4	1と2の併用	

(回答「2」のとき
→【問28】へ)

(注)

- 1 「退職一時金制度」とは、従業員の退職時に一括して退職金を支給する制度をいい、退職金の支払資金を企業内で準備する「社内準備」と、企業外部の機関で支払基金を積み立てる「社外準備」があります。
- 2 「退職年金制度」とは、公的年金(厚生年金)以外の年金のことで、従業員の退職後、一定期間又は生涯にわたって定期金を支給する制度をいいます。

(2)退職金一時金制度(退職年金制度との選択・併用を含む)のある事業所にお伺いします。

【問27】 退職一時金の支払い準備の方法はどれですか。

1	社内準備のみ	(回答欄) 203
2	中小企業退職金共済制度のみ	
3	特定退職金共済制度のみ	
4	1と2の併用	
5	1と3の併用	
6	2と3の併用	
7	その他	

(注)

- 1 「中小企業退職金共済制度」とは、中小企業退職金共済法に基づく退職金共済制度をいいます。建設業、清酒製造業および林業退職金制度もこの中に含めてください。
- 2 「特定退職金共済制度」とは、市町村、商工会議所、商工会などが、税務署長の承認を受けて行う共済制度をいいます。

8 働きやすい環境づくり

(1)「働き方改革」についてお伺いします。

「働き方改革」とは・・・

企業や社会の持続的な発展のため、労働生産性の向上と、誰もがいきいきと働ける職場環境を整えていく取組のことです。

【問28】 働き方改革の実現(または推進)に向けて、実施している取組がありますか。

	実施している	実施していない	(回答欄)
役員、管理職や一般従業員に対する働き方改革の啓発・研修を行う	1	2	204
長時間残業の削減や労働時間の短縮など、働き方の見直しを行う	1	2	205
有給休暇取得の奨励、時間単位での有休取得など、年次有給休暇の取得を促進する	1	2	206
経営トップや管理職が率先して働き方改革を支援する制度(育児・介護休業、短時間勤務など)を利用する	1	2	207
従業員のニーズを把握するための意識調査やアンケート調査を実施する	1	2	208
自社が実施している制度などを従業員に周知したうえで、積極的に活用させる	1	2	209
社内に相談窓口を設置する	1	2	210

【問29】 「働き方改革」に取り組むうえで問題点は何ですか。(複数回答可・3つ以内)

1	人員に余裕がない	5	コストがかかる	(回答欄)
2	育児休業などによる代替要員が確保できない	6	生産性や売上げが減少する	211
3	業務管理や人事評価が複雑になる	7	行政の支援が不足している	212
4	従業員の負担や不公平感が増大する	8	今のままで問題はない	213

(2)ハラスメント対策の取組状況についてお伺いします。

※労働施策総合推進法の中小企業への猶予期間が終了し、令和4年4月1日からは、すべての企業において、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント等を防止するための雇用管理上の措置を講じることが義務付けられました。

また、正規雇用労働者のみならず、パートタイム労働者、契約社員などいわゆる非正規雇用労働者を含むすべての労働者が対象となります。

※雇用管理上講ずべき措置とは・・・

- ①事業主の方針の明確化及びその周知・啓発
- ②相談(苦情を含む)に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
- ③職場におけるハラスメントへの事後の迅速かつ適切な対応
- ④併せて講ずべき措置(プライバシー保護、不利益取り扱いの禁止等)

以上の項目が厚生労働省の指針に定められており、事業主はこれらの措置を必ず講じなければなりません。

【問30】 パワーハラスメント防止対策の取組状況についてお伺いします。

1	取り組んでいる	(回答欄)
2	取り組んでいない	214

(回答「1」のとき → 【問31:パワハラを取り組み内容について】へ)

(回答「2」のとき → 【問32:セクシャルハラスメント対策取組状況】へ)

▶ 【問31】 【問30】で「1 取り組んでいる」と回答した事業所にお伺いします。どのようなことに取り組んでいますか。

	実施している	実施していない	(回答欄)
就業規則等に禁止を規定	1	2	215
相談窓口の設置	1	2	216
管理者等への研修・講習等の実施	1	2	217
従業員への研修・講習等の実施	1	2	218
社内報や掲示板による広報	1	2	219
防止マニュアル等の整備	1	2	220

【問32】 セクシャルハラスメント防止対策の取組状況についてお伺いします。

1	取り組んでいる
2	取り組んでいない

(回答欄)

(回答「2」のとき → 【問34:妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント対策取組状況】へ)

▶ 【問33】 【問32】で「1 取り組んでいる」と回答した事業所にお伺いします。どのようなことに取り組んでいますか。

	実施している	実施していない	(回答欄)
就業規則等に禁止を規定	1	2	222
相談窓口の設置	1	2	223
管理者等への研修・講習等の実施	1	2	224
従業員への研修・講習等の実施	1	2	225
社内報や掲示板による広報	1	2	226
防止マニュアル等の整備	1	2	227

【問34】 妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント防止対策の取組状況についてお伺いします。

1	取り組んでいる
2	取り組んでいない

(回答欄)

(回答「2」のとき → 【問36:カスタマーハラスメント対策取組状況】へ)

▶ 【問35】 【問34】で「1 取り組んでいる」と回答した事業所にお伺いします。どのようなことに取り組んでいますか。

	実施している	実施していない	(回答欄)
就業規則等に禁止を規定	1	2	229
相談窓口の設置	1	2	230
管理者等への研修・講習等の実施	1	2	231
従業員への研修・講習等の実施	1	2	232
社内報や掲示板による広報	1	2	233
防止マニュアル等の整備	1	2	234

【男女雇用機会均等法などでは、妊娠・出産・育児休業等に関して次のような不利益取り扱いを禁止しています】

<男女雇用機会均等法第9条第3項>

事業主は、その雇用する女性労働者が妊娠したこと、出産したこと、その他の妊娠又は出産に関する事由であって厚生労働省令で定めるものを理由として、当該女性労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

<育児・介護休業法第10条>

事業主は、労働者が育児休業等の申出をし、又は取得したことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

※なお、育児休業等のほか、介護休業、子の看護休暇、介護休暇、所定外労働の制限、時間外労働の制限、深夜業の制限、所定労働時間の短縮等の措置について申出をし、又は制度を利用したことを理由とする解雇その他不利益な取扱いについても禁止されています。

【問36】 カスタマーハラスメント防止対策の取組状況についてお伺いします。

1	取り組んでいる	(回答欄) 235	(回答「2」のとき → 以上で調査は終了となります。)
2	取り組んでいない		

▶ 【問37】 【問36】で「1 取り組んでいる」と回答した事業所にお伺いします。どのようなことに取り組んでいますか。

	実施している	実施していない	(回答欄)
相談窓口の設置	1	2	236
管理者等への研修・講習等の実施	1	2	237
従業員への研修・講習等の実施	1	2	238
社内報や掲示板による広報	1	2	239
対応マニュアル等の整備	1	2	240

以上で調査は終了となります。
お忙しいところご協力いただき、ありがとうございました。

恐れ入りますが、記入漏れや誤りがないか、もう一度ご確認のうえ、
同封の返信用封筒に入れて、**8月27日(水)**までに投函してください。

【お問い合わせ先】

大分県 商工観光労働部 雇用労働室 労働相談・啓発班

TEL : 097-506-3351(直通)

MAIL : a14330@pref.oita.lg.jp

なお、本調査は電子でも回答が可能です。電子回答を希望される場合には、以下の2通りからご選択ください。

①「令和7年度 労働福祉等実態調査」で検索、もしくは下記アドレスからExcel調査票を
ダウンロードし、そちらに記入のうえ、上記お問い合わせ先にメールでのご回答

<https://www.pref.oita.jp/site/oitarodo/r7roufuku.html>

②下記アドレスまたはQRコードから電子申請システムを利用してのご回答

<https://ttzk.graffer.jp/pref-oita/smart-apply/apply-procedure-alias/r7roufukutyousa>

